

埼玉県東部（北）保健医療圏地域災害保健医療調整会議設置要綱

（令和元年12月26日 春日部保健所長 決裁）

（設置）

第1条 春日部保健所管内（のうち春日部市、松伏町）、及び越谷市における災害時の保健医療体制を確保するため必要な事項について協議を行うことを目的として、埼玉県東部（北）保健医療圏地域災害保健医療調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 調整会議は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- （1）発災時に設置する地域災害保健医療対策会議の設置等に関する事
- （2）地域災害医療コーディネーターが活動するために必要な体制等に関する事
- （3）災害時の保健医療活動チームの受入及び調整に関する事
- （4）災害時の保健医療活動に関する研修及び訓練に関する事
- （5）その他災害時保健医療体制に関し必要な事項に関する事

（組織）

第3条 調整会議の委員は、次に掲げる者のうちから春日部保健所長が選任する。

- （1）地域災害医療コーディネーター、透析災害医療地区ブロック代表、災害時小児周産期リエゾン
- （2）医師会、歯科医師会及び薬剤師会の担当役員等
- （3）市町、消防の職員
- （4）東部地域振興センターの代表
- （5）保健所長
- （6）その他必要と認められる者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長）

第5条 調整会議に、議長を置く。

- 2 議長は春日部保健所長とする。
- 3 議長は会務を総理する。

（会議）

第6条 調整会議は、議長が招集する。

- 2 調整会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 4 調整会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

ろによる。

5 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 調整会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(調整会議の庶務)

第8条 調整会議の庶務は、春日部保健所に設ける事務局において処理するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年1月10日から施行する。

2 第3条の規定による委員の選任及び第8条の規定による会議の庶務その他この要綱の円滑な実施のために必要な措置は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

3 この要綱の施行当初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。